

会 長	局 長	次 長	係 長	係

令和 6 年 6 月 2 5 日

奄美市農業委員会

第 6 回定例総会議事録

署名委員 日 高 千 夏

署名委員 榮 清 安

奄美市農業委員会第6回定例総会議事録

1. 招集日時 令和6年6月25日(火) 午前9時30分～

2. 招集場所 奄美市役所 5階大会議室

3. 出席委員

番号	氏 名	番号	氏 名
1	濱手 薫	9	岸田 国広
		10	土浜 良二
3	日高 千夏	11	栄 和正
4	榮 清安	12	山田 正修
5	朝 郁夫	13	田中 幹雄
		14	柿園 三十昭
7	里 義文	15	大瀬 昭信
8	野崎 清志	16	中棚 昭三十

4. 欠席委員 2名

2番 泉 義昭

6番 西 盛満

5. 議事に参与した者

事務局長兼住用分室長	池 秀 平	事務局次長	勝 裕 美
笠利支所主幹兼分室長	中村 幸信	笠利支所主幹	竹山 和幸
名瀬支所主査	別府真砂海	住用会計任用職員	朝井 光徳

6. 報告事項

名瀬地区の不法投棄について	(報告)
笠利地区の非農地について	(報告)
住用地区の形質変更協議について	(報告)

7. 議事日程

- (1) 会議録署名委員の指名について
- (2) 会期の決定について
- (3) 議案について

- 議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第35号 非農地の認定について
- 議案第36号 奄美市農用地利用集積計画（利用権設定）の
合意解約について
- 議案第37号 奄美市農用地利用集積計画（中間管理機構）の
合意解約について
- 議案第38号 奄美市農用地利用集積計画（中間管理機構）の
決定について

議長

(岸田 会長)

ただいまの出席委員は14人、欠席者は2人で総会は成立いたしました。

これから、令和6年第6回定例総会を開会いたします。

それでは、議事日程に入ります。

《日程第1》

会議録署名委員の指名を行います。

本総会の会議録署名委員には、3番 日高 委員と4番 榮 委員のお二人を指名いたします。

《日程第2》

会期の決定を議題といたします。

本日の総会は日程通知のとおり、議案第34号から議案第38号までの5件を予定しております。

お諮りいたします。

会期は本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

ご異議なしと認めます。

よって、本総会の日程は本日1日と決定いたしました。

本日の議案日程はあらかじめお配りしてありますとおりを予定としております。

これにご異議ございませんか。

ご異議なしと認めます。

それでは直ちに議案等の審議に入りたいと思います。

議題に入る前に今月の議題に関しては調査書により委員、推進員の退出があるため議事進行に支障がないよう、ご協力くださいますようお願いいたします。

《 日程第 3 》

議案第 3 4 号 農地法第 3 条の規定による許可申請、No. 1 6 ～No. 2 1 について議題といたします。

それでは事務局からNo. 1 6 ～ 1 8 までについて説明を求めます。

(池 局長)

事務局

議案第 3 4 号の 3 条許可申請について

1 ページをお開き下さい。

今月の農地法第 3 条の許可申請は贈与が 3 件、売買が 3 件、合計 6 件の申請でございます。

2 ページをお開き下さい。

No. 1 6 は、譲渡人が所有する奄美市笠利町大字外金久字念崎の 1 筆の農地の申請です。

農地区分は第 1 種農地の申請であります。

譲渡人の 1 筆の農地の面積は 2 8 9 m²で贈与による申請となります。

農地取得後は、野菜を栽培する予定であります。

続きましてNo. 1 7 です

1 0 ページをお開き下さい。

No. 1 7 は、譲渡人が所有する奄美市笠利町大字須野字崎原の 2 筆の農地の申請です。農地区分は第 1 種と第 2 種農地であります。

譲渡人の 2 筆の農地の面積は 1 , 1 6 4 m²で売買による申請となります。

また、農地取得後は、ハイビスカス、ローゼルを栽培し 1 8 ページの営農計画書に記載されているとおり自然栽培食材を使用し食事サービスを行う予定であります。

1 9 ページをお開き下さい。

No. 1 8 は、譲渡人が所有する奄美市名瀬大字西仲勝字森ノ前の 1 筆の農地の申請です。農地区分は第 1 種農地であります。

譲渡人の 1 筆の農地の面積は 9 8 9 m²で売買による申請となります。

また、農地取得後は、観葉植物を栽培する予定であります。

事務局	(勝 次長) 譲受人についての説明 No.18について調査員である、西委員が欠席のため事務局で代読いたします。 19ページNo.18をお開き下さい。 6月22日土曜日、午後6時30分頃、譲受人に自宅でお話を伺いました。 譲受人は父が造園業をされており、後継者として14年前に働き始めたということです。今回の取得の理由としては、知名瀬とかの畑を探していましたが、良い畑がなかったため、西仲勝の方に良い畑が見つかったので買いたいという事でした。 土地の地番、面積とも申請書通り間違いないということです。 以上です。
事務局	(別府 主査) 譲渡人についての説明 農地法第3条に係る調査報告を致します。 19ページNo.18の譲渡人が鹿屋市にお住まいですので6月24日、午後4時頃電話にて申請内容の確認をいたしました。 譲渡人の住所、移転する土地の所在、権利の設定等に係る対価等の記載内容にも間違いないとの事を確認いたしました。 皆様のご審議の程よろしくお願い致します。
3 番	(日高 委員) 土地についての説明 土地について6月24日午前8時30分頃、現地を調査しました。 現地入り口は柵があり、すでに大小合わせてヤシの木が数十本植えてありました。草刈りもしており手入れがされておりました。また、煉瓦造りの古い小屋が圃場入り口付近に建ててありました。 圃場利用として問題はありません。 農地法第3条の調査書については第2項第1号、第2項第4号、第2項第6号については別紙のとおりでありますので報告いたします。 皆様のご審議の程よろしくお願い致します。
議長	(岸田 会長) それでは、No.16からNo.18について質疑に入ります。 質疑はございませんか。 (里 委員) 7 番 No.17について譲受人の住所が兵庫県で職業が実業家となっていますが

笠利 事務局	農業経験がなく年間従事日数が５０日と記載されていますが農作業を行うと言っておりますけど、取得後に本当に農業を頑張ってもらえるのかまた、所得後に他の目的があるのか伺います。 営農計画書のケータリングサービスと記載されていますが一体何でしょうか。 (中村 分室長) まず、畑を買う人は島外在住であることについては、農地法事務処理基準に書かれていますが権利所得者の距離が離れていても計画通り農業をするという事と著しく最近では交通網が発達していることから、一概に住所が離れているからと言うことで取得を認めないことは適当ではないと書かれております。 島外在住で従事日数が５０日で本当に可能かと言うことで、譲受人は定期的に月に５日程度来島する予定だと言うことです。長期休暇の場合は一月程滞在をするという計画であります。 すでに、この土地の報告でもありましたが２筆の内１筆は昨年、試験的に生育栽培をしまして、実際はもう農業をしております。 他の建物を建てないかと言うことですが、これについても聞き取りで聞いたところ施設の計画はないということです。 ケータリングサービスについては食材を現場にもって行って、そこで料理をする、料理人がそこで調理をするサービスという事でした。 これについては笠利の農地で作ったものを本店の内地のカフェで使うと言うことでした。
１１番	(栄 委員) １２ページの農作業に従事する者ということで、農作業がゼロ年となっています、なんか１年前から農業をやっているということみたいだけ書類上、ゼロ年になっています。もしゼロ年であれば営農計画書とか、必要かと思いますが、どうでしょうか
笠利 事務局	(中村 分室長) ここでゼロ年としているのは、去年の農業については試験的に栽培をされた農地を所得する際に、いわゆる利用権設定もされていないという事でゼロ年と事務局で判断いたしました。
１１番	(栄 委員) そうならば営農計画書が必要ではないのですか

笠利 事務局	(竹山 主幹) 18 ページに営農計画書がありますけれど。
11 番	(栄 委員) 失礼いたしました。
議長	(岸田 会長) 他に質問はありませんか。No. 18 について。 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。 本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。 全員賛成であります。 それではNo. 19 の説明の前に朝委員の関連案件がありますので退出をお願いいたします。 事務局からNo. 19 について説明を求めます
事務局	(池 局長) 30 ページをお開き下さい。 No. 19 は、譲渡人が所有する奄美市笠利町大字和野字犬山の1筆の農地の申請です。農地区分は第1種農地であります。 譲渡人の1筆の農地の面積は2,495㎡で贈与による申請となります。 また、農地取得後は、サトウキビを栽培する予定であります。
議長	(岸田 会長) 続いてNo. 19 について担当調査委員による譲受人、譲渡人、土地について調査報告をお願いいたします。
10 番	(土浜 委員) 譲受人についての説明 農地法第3条の規定によるNo. 19 について調査報告を致します。

10番	6月18日午前9時40分、譲受人に会いにお話を聞くことが出来ました。 譲受人はハーベスターも所有しておりサトウキビ生産農家として規模拡大のためですので問題ないと思います。 (土浜 委員) 譲渡人についての説明 6月18日午前9時50分、譲渡人に会い話を伺いました。 申請地は譲受人の父親の代から30年以上も貸してる畑で親戚関係でもあり贈与と言う形にしたとのことでした。 土地の所在、及び権利の設定等、記載内容に間違いのないとのことでした
10番	(土浜 委員) 土地についての説明 6月18日午前10時10分、譲渡人の立ち合いのもと事務局の竹山さん、推進員の岩元さんと一緒に現地確認をしました。 申請地は現在サトウキビが栽培されており今後もサトウキビを栽培するとのことでした。 周辺の農地もサトウキビが栽培されており問題ないと思います。 農地法第3条の調査書については第2項第1号、第2項第4号、第2項第6号については別紙のとおりでありますので報告いたします。 皆様のご審議の程よろしくお願い致します。
議長	(岸田 会長) それではNo.19の、質疑に入ります。 質疑はございませんか。 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。 本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。 全員賛成であります。 朝委員 の入室を許可いたします。 続いてNo.20～21について事務局から説明を求めます 続いてNo.20～21について担当調査委員による譲受人、譲渡人、土地について調査報告お願いいたします。

事務局	(池 局長) 38ページをお開き下さい。 No.20は、譲渡人が所有する奄美市笠利町大字節田、手花部の6筆の農地の申請です。 別紙の39ページをご覧ください。 農地区分は第1種農地であります。 譲渡人の6筆の農地の面積は3,376㎡で贈与による申請となります。 また、農地取得後は、サトウキビを栽培する予定であります。 それではNo.21です。 48ページをお開き下さい。 No.21は、譲渡人が所有する奄美市笠利町大字節田字牧キの1筆の農地の申請です。農地区分は第1種農地であります。 譲渡人の1筆の農地の面積は176㎡で売買による申請となります。 また、農地取得後は、野菜を栽培する予定であります。
議長	(岸田 会長) それでは、担当調査員の報告をお願いします。 No.20より順次お願いします。
10番	(土浜 委員) 譲受人についての説明 農地法第3条の規定によるNo.20について調査報告を致します。 6月18日午前9時40分、譲受人に会い話しを聞きました。 譲受人はハーベスターも所有しておりサトウキビ生産農家として規模拡大のためですので問題ないと思います。
笠利 事務局	(竹山 主幹) 譲渡人についての説明 農地法第3条の規定によるNo.20について調査報告を致します。 6月17日月曜日、午後1時30分頃に譲渡人と電話でお話を聞くことができました。 土地の所在、及び権利の設定等に係る対価等記載内容に間違いのないことでした。譲渡人自身、大阪に居住していて奄美に戻る予定もないため妻の甥である譲受人に土地を贈与したいとのことでした。 皆様のご審議の程よろしくお願い致します。

5 番	(朝 委員) 土地についての説明 6 月 1 8 日午前 1 0 時から、竹山主幹、岩元推進員、と 3 人で現地を確認しました。4 6 ページの案内図をご覧ください。申請地は節田集落の北側に位置し節田字平土森は雑草と雑木が生えていました。すぐ耕作するには難しい状態でした。 節田字竹下道原に譲受人がサトウキビを耕作していました。 節田字足原につきましては土地改良事業で基盤整備がされており、譲受人がサトウキビを耕作していました。4 7 ページをご覧ください。手花部字平川内は土地改良事業で基盤整備がされており譲受人がサトウキビを耕作していました。 農地法第 3 条の調査書については第 2 項第 1 号、第 2 項第 4 号、第 2 項第 6 号については別紙のとおりでありますので報告いたします。 皆様のご審議の程よろしくお願い致します。
議長	(岸田 会長) No. 2 1 について担当調査員の報告をお願いします。
5 番	(朝 委員) 譲受人についての説明 議案 3 4 号の農地法第 3 条の規定による許可申請 No. 2 1 の譲受人と譲渡人及び土地についての報告をいたします。 まず、譲受人につきましては 6 月 1 8 日午後 6 時頃、自宅にて本人から話しを伺いました。 譲受人は現在、サトウキビや野菜、みかん等を栽培しております。 申請地は長年、譲受人が野菜を栽培しておりましたが、地籍調査で申請地は譲渡人の所有であることが判明したため、今回での移転と言うことでした。 また、申請書のとおり間違いありませんとのことでした。
5 番	(朝 委員) 譲渡人についての説明 6 月 1 8 日午後 7 時頃、自宅を訪問し本人から話しを伺いました。 地籍調査で自分の所有地であることが判明したため、今回売買での移転である事、また申請書とおりに間違いありませんとのことでした。
5 番	(朝 委員) 土地についての説明 6 月 1 8 日午前 9 時 3 0 分頃から竹山主幹、岩元推進員、で現地を確認しました。5 4 ページと 5 5 ページをご覧ください。申請地は節田集落の北側に位置し譲受人が野菜を栽培していました。申請地周辺は稲の苗

議長	を取る小さな苗取田のあったところで、休耕地が混在しています。 農地法第3条の調査書については第2項第1号、第2項第4号、第2項 第6号については別紙のとおりでありますので報告いたします。 皆様のご審議の程よろしくお願い致します。 (岸田 会長) それではNo.20～21について、質疑に入ります。 質疑はございませんか。 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。 本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。 全員賛成であります。 よって、議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請、No.16～No.21 について、審議の結果これを承認することに決定いたしました。 《 日程第4 》 議案第35号 非農地の認定についてNo.15～No.17を議題といたしま す。 事務局に議案の朗読及び説明を求めます。
事務局	(池 局長) 議案第35号 非農地証明願いについて 56ページをお開き下さい。 今回の申請の内訳は笠利地区3件の申請です。 57ページをお開き下さい。 No.15につきましては奄美市笠利町大字用安字花サキの2筆で合計1, 667㎡の申請であります。 この案件につきましては今年の1月12日に笠利地区における農地パト ロールを実施いたしました。

内容といたしましてはこの地域、でございますが住宅を整備計画のため協議を行ったところでございます。

整備計画の大部分は山林、原野で数筆ではありますが畑があります。

過去に、この地域の畑につきましては令和３年度に農地利用状況調査において非農地とされた場所でもあります。

この地域につきましては住宅を造成するという目的ということで農地法５条申請、または建築条件付き申請ではないかと協議を行い、申請者にその旨を説明したところ一時は理解を示しましたが、事業申請を行う、〇〇が弁護士を雇い今回、農地法の非農地証明願いに関し法的根拠として示されていないことで今回の非農地証明願いに至ったこととなりました。

そのことについて県に相談したところ非農地については厳密な農地法の縛りはなく各自治体の内規などに定めることで良いということでした。因みに内規については、法的根拠など効果はありません。

改めて、申請地域を含め約〇〇haの敷地に宅地、道路、公園等を整備する予定とのことです。宅地としては〇〇区画の住宅地の申請を県に挙げる予定であります。

また、この地域についてはまだ数か所の農地について、所有者の相続問題や奄美市の土地の売買についても協議中であります。

以下のことから鑑みて、非農地証明願いの提出となった次第です。

続いてNo.16です。

63ページをお開き下さい。

No.16につきましては奄美市笠利町大字万屋字下山田の1筆で83㎡の申請であります。

67ページの案内図から空港を通りすぎて右手にラッキーレンタカーから100m程に位置している農地です。

68ページの現況写真から、ほとんどが山林化している申請農地であります。

議長 12番 10番	No.17です。 70ページをお開き下さい。 No.17につきましては奄美市笠利町大字節田字小泊の1筆で728㎡の申請であります。 73ページの案内図から特別養護老人ホーム笠寿園近くに位置している農地です。 74ページの現況写真から、擁壁の高低差があり窪地の畑であります、畑に行く進入路がなく、私も以前、別件でここを視察した際、奥の方、海側の方向ですが湿地帯となっていました。 今回、資料の写真では判断できませんので、申請人、土地の調査員からの意見等を参考に協議をお願いいたします。 以上3件でございます。 (岸田 会長) 本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。 それぞれNo.15から順次担当調査委員から報告をお願いします。 (山田 委員) 願出人についての説明 議案35号非農地証明願いのNo.15についての願出人の調査報告をいたします。 6月18日火曜日、午後6時頃に電話にてお話しをお伺いいたしました。奄美市笠利町大字用安字花サキの2筆は土地の表示も記載通りで間違いなく、現況も記載通りで間違いありませんとのことでした。 以上、調査報告いたします。 ご審議の程よろしくお願い致します。 (土浜 委員) 土地についての説明 非農地証明願いのNo.15について調査報告をいたします。 土地について6月18日午前9時20分、事務局竹山さん、推進員前田さんと一緒に現地確認をしました。 資料の60、62ページをご覧ください。申請地はグランドゴルフ場の近くにあり現在は雑木が茂り非農地証明願もやむをえないと思います。
---------------------------------	---

議長	(岸田 会長) No.16 について担当調査員の報告をお願いします。
11番	(栄 委員) 願出人についての説明 非農地証明願No.16の願出人と土地について調査報告をいたします。 願出人について報告いたします。 6月17日午後6時頃、申請地沿いに車中で話しをお伺いしました。 申請書の通りです。 よろしくお願いします。との事でした。
11番	(栄 委員) 土地についての説明 土地について報告致します。 6月19日午前9時頃、願出人夫妻が同伴し、岩元推進員、笠利分室の中村さん、竹山主幹と私4人で調査いたしました。 67ページをご覧ください。 申請地は県道82号龍郷奄美空港線沿いにあり交通量が多くまた、道幅狭く危険性が高く、また、ハブの出没が多い一帯でいわゆるハブ原のため、近くの広場からと車の中からの二方面で調査しました。 65ページをご覧ください。 土地は地籍が定まっています。しかし、一帯が森林の様相を呈し、ハブ原のため踏み入る事は困難でした。したがって、農地に復元する事は著しく困難であると思われました。また、周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用する事が困難と思われますと調査員4氏の認識は至りました。 委員の皆様のご審議の程よろしくお願い致します。
議長	(岸田 会長) 続いて、No.17について担当調査員の報告をお願いします。
5番	(朝 委員) 願出人についての説明 6月17日午後5時頃、申請人の自宅を訪問し、本人から話しを伺いました。 申請地は、周りの土地より低く下がっており雨水がたまり、作物を植えても根腐れし作物が育たないとのことでした。10年前まではサトウキビ栽培をしていましたが、機械等のできる進入路がなく現在、耕作していないとのことで、今後も耕作する予定はなく、草木が生えているとの事でした。

5 番	(朝 委員) 土地についての説明 6 月 1 8 日午前 9 時 3 0 分、竹山主幹、土浜委員、岩元推進員、と 4 人で現地を確認しました。7 1 ページと 7 3 ページをご覧ください。 申請地の西、南側は特別養護老人ホームの駐車場、北側は令和 5 年 4 月定例総会で非農地認定のあった土地で東側はサトウキビ畑です。 申請地は他の土地より 2 メートルから 5 メートル下にあり、雨水が溜まり湿地化しており草が繁殖していました。今後も農業に困難な土地だと思います。 以上、報告致します。
議長	(岸田 会長) これから本案に対する No. 1 5 ～ No. 1 7 の質疑に入ります。 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。 本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。 全員賛成であります。 よって、議案第 3 5 号 非農地の認定について No. 1 5 ～ No. 1 7 について、審議の結果これを承認することに決定いたしました。 《 日程第 5 》 議案第 3 6 号 奄美市農用地利用集積計画（合意解約）の決定について議題といたします。 それでは、事務局に議案の朗読及び説明を求めます。 (池 局長) 議案第 3 6 号農用地利用集積計画（合意解約）の決定について 議案第 3 6 号についてご説明いたします。 7 7 ページの総括表、7 8 ページの終期管理表をお開き下さい。 総括表から笠利地区の 1 件 1 筆で 1 , 6 2 4 m²、を解約するもので解約理
事務局	

議長	由といたしましては農地バンクへの移行となります。 内容につきまして、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていることを報告いたします (岸田 会長) これから本案に対する質疑に入ります。 質疑はございませんか。 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。 本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。 全員賛成であります。 よって、議案第３６号について奄美市農用地利用集積計画（合意解約）の決定について承認することに決定し、その旨を市長に通知いたします。 《 日 程 第 ６ 》 議案第３７号 奄美市農用地利用集積計画（中間管理機構）の合意解約の決定について 議案第３８号 奄美市農用地利用集積計画（中間管理機構）の賃貸借契約の決定について議題といたします。 この議案につきましては 中棚 委員、丸田 推進員 の案件がありますので、退出の程お願いいたします。 それでは、事務局に議案の朗読及び説明を求めます。
事務局	(池 局長) 議案３７号 奄美市農用地利用集積計画（中間管理機構）合意解約 議案３８号 奄美市農用地利用集積計画（中間管理機構）賃貸借契約の決定について 最初に議案３７号奄美市農用地利用集積計画、農地中間管理事業による合意解約について８２ページの総括表、８３ページの合意解約管理表を

お開き下さい。

解約内容につきましては笠利地区の3件1,931㎡でございます。

解約理由といたしましては83ページの左端の番号1について、今回の3条申請の贈与に伴い解約となりました。

番号2と3については耕作者が離農するということでの解約であります。

この農地につきましては議案38号の奄美市農用地利用集積計画（中間管理機構）により賃貸借契約をするものであります。

続いて議案38号奄美市農用地利用集積計画、農地中間管理事業による賃貸借契約について87ページの名瀬地区、89ページの笠利地区の管理表をお開き下さい。

契約内容といたしましては名瀬地区が2件で面積は2,008㎡、賃貸者契約でございます。

また、笠利地区につきましては6件で面積は4,248㎡で賃貸借、使用貸借の契約でございます。

その他、作物名などにつきましてはお目通しください。

以上であります。

（岸田 会長）

これから本案に対する質疑に入ります。 質疑はございませんか。

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

全員賛成であります。

よって、議案第37号、38号 奄美市農用地利用集積計画（中間管理機構）の決定について、審議の結果これを承認することに決定いたしました

中棚 委員、丸田 推進員 の入室を許可いたします。

議長

以上で、本日に用意した議事日程は全て審議を終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れ様でした。

閉 会

令和 6 年 6 月 2 5 日

奄美市農業委員会
会長 岸田 国広

署名委員	日高	千夏
署名委員	榮	清 安
作成者	池	秀 平